

木城町告示第6号

令和7年第3回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年2月28日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和7年3月7日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

矢野 哲也君

荒川 浩君

久保富士子君

桑原 勝広君

眞鍋 博君

中武 良雄君

後藤 和実君

中竹 義一君

甲斐 政治君

○3月10日に応招した議員

同上

○3月18日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和6年 第7回(定例)木城町議会会議録(第1日)

令和7年3月7日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和7年3月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③定期監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第5号 令和6年度木城町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第6 議案第6号 令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第7号 令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第8号 令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第9号 令和6年度木城町下水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第10号 木城町在宅療養者等療養手当支給条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 議案第16号 木城町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 木城町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 木城町高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 令和7年度木城町一般会計予算
- 日程第21 議案第21号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 令和7年度木城町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 令和7年度木城町簡易水道事業会計予算
- 日程第25 議案第25号 令和7年度木城町下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第26号 第六次木城町総合計画基本構想について
- 日程第27 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第28 委員会付託の省略
- 日程第29 議案に対する質疑
- 日程第30 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第31 散会

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③定期監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告

- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第5号 令和6年度木城町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第6 議案第6号 令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第7号 令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第8号 令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第9号 令和6年度木城町下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第10号 木城町在宅療養者等療養手当支給条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第15号 木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 木城町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 木城町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 木城町高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 令和7年度木城町一般会計予算
- 日程第21 議案第21号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 令和7年度木城町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 令和7年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 令和7年度木城町簡易水道事業会計予算
- 日程第25 議案第25号 令和7年度木城町下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第26号 第六次木城町総合計画基本構想について
- 日程第27 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

日程第28 委員会付託の省略

日程第29 議案に対する質疑

日程第30 各常任委員会・特別委員会議案審査付託

日程第31 散会

出席議員（9名）

1番 矢野 哲也君	2番 荒川 浩君
3番 久保富士子君	5番 桑原 勝広君
6番 眞鍋 博君	7番 中武 良雄君
9番 後藤 和実君	10番 中竹 義一君
11番 甲斐 政治君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 三隅 秀俊君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 日高 真衣君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	長友 三保君	地域政策課長	壺岐 和寿君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	谷岡 潔君
税務課長	平野 大輔君	福祉保健課長	西田 誠司君
町民課長	黒木 宏樹君	産業振興課長	藤井 学君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開会

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。スマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、マナー

モードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

ただいまから、令和7年第3回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

令和7年第3回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、3月3日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、中武良雄君、9番、後藤和実君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 政治） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（甲斐 政治） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、定期監査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙、議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

議長の会務報告の前に1点だけ報告いたします。私たちの先輩議員である倉永節雄氏が、高齢者叙勲の旭日単光章を受賞されました。大変名誉なことであり、お喜びを申し上げます。

では、会務報告をいたします。

1月1日、木城町二十歳のつどい、議員の皆さん全員参加いただき、お祝いができたと思って

おります。大変厳しい時代であります、若い皆さんに幸多かれと祈るばかりであります。

1月11日、令和7年木城町消防始式、厳しい寒さの中、多くの皆さんにご参集いただいたところではありますが、団員の負担軽減もあり、少々物足りなさも感じる場所でもあります。これも世の流れかなと思うところですが、これからの幹部の皆さんは、若い団員の指導は大変だなと思ったところでありました。

1月13日、第15回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会、会場が木花の運動公園に変更になり、選手の皆さんには声援が少ない区間もあり大変だったと思います。町村の部で12位でしたが、全力を出し切って頑張ってくれたと思っております。

1月14日、第19回九州・沖縄防衛議員連盟連絡会議が行われ、九州各県より400名以上の参加がありました。日本の安全保障に対する高い関心と今後の危機管理を考えさせられる大会でありました。

1月17日、令和6年度西都児湯森林・林業・林産業活性化議員連盟連絡会議研修を行ったところあります。児湯広域森林組合において研修を実施いたしました。森林組合の概要課題について、長友組合長より説明を受けた後、みやざき材炭素貯蔵量で認証第1号になった事務所建屋の説明を長友参事に受けました。長友組合長からは、今後森林組合を1組合で維持するのは厳しくなると思われると、今後は合併等も考えなければならないという話もございました。その後、ゆず加工場の見学をいたしました。今年ゆずが裏年であり、引き合いがあるが品がないということでした。

1月30日、町村議会議長会議員研修会が美郷町で開催されました。産経新聞論説委員兼政治部編集委員阿比留瑠比氏の講演で、トランプ大統領の就任で世界の枠組みが変わると、日本にとっては好ましい大統領であると。日本は、夫婦別姓やトランスジェンダーなどに過剰に反応しているのではないかと、常識に立ち戻れなどという解説がございました。また、石破首相は首相の器ではないとの分析を披露する内容で、会場を沸かせたところでありました。

2月7日から8日、毛呂山町合併70周年記念式典に町長と共に参加いたしました。7日の夕方には交流会があり、丁寧な歓迎を受けとても感激いたしました。毛呂山町井上町長はじめ、職員の皆さんの気遣いに感激したところあります。

次の日の式典も、中学校2校合同吹奏楽部によるオープニングセレモニーで幕を開け、井上町長の式辞に始まり、大野元裕埼玉県知事の祝辞等があり、式典を盛り上げました。表彰においては友情都市の活動に対して、感謝状を町長が拝受いたしました。帰り際まで気遣いを賜り、感謝の一言であります。

2月13日、児湯郡市議会議長会地元選出議員との意見交換会がありました。令和7年度の事業計画予算が提案され、承認されました。また、新年度の議員研修会、令和7年度の議長局長行政調

査についても承認をされました。その後行われた県議会議員との意見交換会では、西都児湯医療センターの今後の見通しについての見解も説明があり、大変厳しいだろうという県議会の先生たちのお話でした。また、国スポ、高校統廃合との意見もあり、有意義な意見交換でありました。

2月19日、宮崎県町村議会議長会定期総会が宮崎観光ホテルで行われました。総会において会長挨拶に続き、議員永年在職者表彰がありました。その後、河野宮崎県知事、浜砂県議会議長、佐藤町村会長の来賓挨拶をいただき、議事に入りました。議事は報告第1号、議案第1号令和7年度議長会計画予算から令和7年度議員互助会予算まで審議され、承認されました。

その後、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付、企画官渡辺善敬氏による事態対処、危機管理の実態の講演を拝聴いたしました。危機管理において初動対象は現地の状況、情勢の正確な把握が次の対応体制の鍵になるとのお話を聞き、大変参考になったところであります。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告、定期監査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告に代えます。

次に、議員派遣の報告を行います。

会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙、議員派遣の報告のとおりであります。

報告書1番、令和6年度西都児湯森林・林業・林産業活性化議員連盟連絡会議研修会、報告第2番、宮崎県町村議会議長会全議員研修会、報告書3番、毛呂山町合併70周年記念式典の件については、先ほど議長の会務報告の中で報告いたしましたので省略いたします。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。町長の政務報告について、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 政務報告の前にお見舞いを申し上げたいと思います。このたびの大船渡市における山林火災により被災されました皆様、また避難を余儀なくされている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い鎮火と安全の確保、復旧復興をお祈り申し上げます。

それでは、本日令和7年第3回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、諸事ご多用の中にご出席いただき、ご審議賜りますことを厚くお礼申し上げます。

日頃から、議員の皆様には、町政運営並びに小さくてもキラリと光るまちづくりにご理解、ご協力、ご指導いただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

本定例会におきましては、補正予算5件、条例10件、当初予算6件、その他1件、合わせまして22件の付議事件のご審議をお願い申し上げます。

付議事件の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。

ご審議くださいまして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、政務報告の前に6点報告をさせていただきます。

1点目は、昨年12月2日に川南町の農場で発生いたしました高病原性鳥インフルエンザの対応についてであります。

発生の報告を受け、2日の午後8時にコア会議を開催し、木城町家畜伝染病防疫対策本部を設置し、翌3日の午前8時30分に第1回木城町家畜伝染病防疫対策本部会議を開催し、消毒ポイント体制と防疫措置、町内養鶏農場への情報提供等の対応を開始いたしました。15日午後2時に3キロから10キロ圏内に設置されていた搬出制限区域が解除されましたので、16日午前8時40分に木城町家畜伝染病防疫対策本部を解散いたしました。3キロ圏内の移動制限区域は26日に解除され、その後、監視強化区域についても1月2日に解除されました。

川南町の農場から感染拡大がなかったことに安堵するとともに、今後も畜産災害を含む災害時には、スピード感を持って迅速かつ適切に対応してまいります。

2点目は、表彰受賞関係であります。

初めに中武春男氏が代表をされています木城町民生委員・児童委員協議会が11月26日に厚生労働大臣表彰を受賞されました。多年にわたる民生委員活動を通じて、支え合う地域社会づくりに貢献されてきたことが評価されたものであります。

次に、岩渕の西有一郎氏が昨年12月18日に宮崎県社会教育功労者表彰、今年1月25日には宮崎県公民館功労者表彰を受賞されておられます。自治公民館活動と関係団体との連携による地域社会の振興と地域貢献活動が評価されたものであります。

次に、3月1日付で元木城町議の倉永節雄さんが旭日単光章を受賞されました。倉永さんは昭和62年5月に町議会議員に当選され、平成5年5月から平成7年4月までの2年間は、産業建設常任委員長、平成11年5月から平成13年4月までの2年間は新田原基地対策特別委員長、そして平成13年5月から2年間は議長を務められるなど、5期20年もの長きにわたり、地方自治の発展に寄与されてこられました。今回、その顕著な功績が認められ、地方自治功労者としての受賞となったところであります。

3点目は、2月20日、令和7年宮崎県広報コンクールの広報市町村の部で、木城町の広報誌コスモスの9月号が努力賞に輝きました。

広報誌全体として、読者のための見やすい構成やレイアウト、表紙の写真がとてもよいという評価をいただきました。担当職員の努力と取組姿勢に敬意を表したいと思っております。次は特選を目指していただきたいと激励いたしましたところであります。

さらには、3月7日表彰予定であります、第25回宮日PTA新聞コンクールの中学校の部

で、みどりの杜木城学園のPTA新聞が優秀賞に輝きました。みどりの杜木城学園は、開校して2年目となります。初年度は最優秀賞を受賞されておりまして、2年目の今年は優秀賞ということでもあります。関心を引く企画、わくわくさせる表紙などが評価されたものであります。子供、保護者、先生一体となった活動に敬意を表したいと思えます。

4点目は、開校2年目のみどりの杜木城学園の誇りとなる話題であります。

まず、行事等につきましては、昨年8月に姉妹校を締結いたしました台北市立建成国民中学校と初めてのオンライン交流会を実施し、お互いに英語で生活習慣や文化などを紹介し合い、異文化への理解を深める貴重な体験となったところであります。

また、1月17日に行われました師走祭の出立に際し、学園前での見送りをいただき、伝統を次世代へとつなぐ貴重な時間となったところであります。

次に、運動学習面であります。8年生の井上晴稀さんが野球のリトルシニア九州選抜に選ばれ、台湾遠征をされています。部活動では、女子バレー部が西都地区大会で優勝を果たし、ソフトテニスでは7年生の三嶋はなさんと守部凰花さんが、今月行われます九州大会に出場することになっております。駅伝関係では、1月13日の町村対抗駅伝大会に7名の学園生が、1月28日の宮崎県女子駅伝では3名の学園生と1名の先生が出場され、木城町代表として力走されています。

次に、学習面であります。7年生の県英テストでは、地区平均、県平均を大きく上回る好成績を収めておりますし、西都児湯地区実力テストや東児湯計算技能調査においても上位の成績を収めており、日々の積み重ねが確かな力となってきていると感じるところであります。

校外の出来事ではありますが、9年生2人が自主的に道路のごみ拾い活動を行っております。周囲にもよい影響を与え、地域のために自ら考え行動する姿は、まさに木城町の明日を担う心豊かでたくましい成長の証だと思っております。このように、開校2年目にして、地域とともに育つ義務教育学校づくりを進めている成果が現れてきており、誇らしく思っているところであります。

5点目は、令和6年6月18日付で原告久保富士子氏より、議会設置者である町長、被告木城町長半渡英俊に対して、損害賠償請求事件の訴状が宮崎地方裁判所に提出されたところであります。

内容は、町議会及び町議会議長がその権限を逸脱して、違法な懲罰処分等をなしたことに對する精神的苦痛と、これに対する慰謝料総額176万円を請求するというものであります。町といましては、訴訟代理人弁護士に近藤日出夫弁護士、近藤央国弁護士、松岡孝浩弁護士にお願いし、粛々と対応してまいります。

12月以降の経過等ではありますが、第4回口頭弁論が1月16日に、第5回口頭弁論が昨日3月5日にWEB方式で行われたところであります。内容は、双方の準備手続に対する準備書面

の手續及び反論書面となっております。

6点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。

このことにつきましては、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいておりました、12月議会定例会以降の経過等ではありますが、12月議会定例会で報告したと同じであります。

教育委員会が主体となり、たかなべ法律事務所の高橋康郎弁護士に木城町の交渉代理人となっ
ていただいております。当初12名の相続人でありましたが、このうち1名の方がお亡くなり
になり、その方の相続人2名を加えますと、故長友和吉様の相続人としては13名となつてお
ります。これまで13名の相続人に対して謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解契約を
図ってきておりました、現在9名の方々に謝罪をして賠償金を支払い、和解契約を締結して
おります。残りの4名の相続人につきましては、和解の同意が取れていません。今後も引き
続き、賠償金と謝罪をお示しした上で、和解交渉を継続して解決を図ってまいります。

それでは、昨年の12月議会定例会以降の政務について、主な事項のみ、お手元の政務報告
により報告をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

初めに、12月13日でございます。災害対策基本法に基づく木城町防災会議及び武力攻撃事
態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく、木城町国民保護協議会を合
同で行いました。木城町の地域防災計画と国民保護計画の概要を説明し、両会議の運営要
領の制定を議決いただいたところであります。

もしものときに、いざというときに備えて、顔が見える関係を築き、連携協力体制を確
認するよい機会となったものと思っております。

次に、15日には、九州医療科学大学の連携事業報告会がみどりの杜木城学園で開催され
ました。平成28年度から、健康寿命の取組や地域コミュニティーづくりの連携協定をして
おります九州医療科学大学の2年生37名が、バリアフリー、災害、コース内にある魅力な
どの視点を基に町歩きしたフィールドワーク調査を報告し、改善要望等をしていただいた
ところであります。

まさに学生目線、よそ者目線によるたくさんの気づきや課題及び提案をいただきました
ので、今後検討した上で具現化を図ってまいりたいと考えております。

次に、17日でございます。令和8年1月から放送予定のNHK大河ドラマ「豊臣兄弟！」
に関して、NHKエンタープライズの吉岡和彦プロデューサーと、NHK宮崎放送局の原淳局
長が来町され、根城坂及び庁舎内で意見交換をさせていただきました。

意見交換の場では、豊臣秀吉を支えた弟の豊臣秀長を主人公に、兄弟の立身出世から天
下統一までを描く大河ドラマであることの説明を受けました。大河ドラマに関するシン
ポジウム等の開

催に当たっては、役者の派遣をはじめ、協力は惜しまないというご意見をいただいたところであります。今後、大河ドラマ機運醸成のためにも、高城合戦の歴史についての理解のためにも、シンポジウム等の開催を計画してまいります。

次に1月1日でございます。乙巳年の1月1日、日本一早い、そして日本一誇らしい凜とした木城町の二十歳のつどいで、木城町が始動いたしました。

新成人者の考案により、サブタイトルは「新たな輝かしい未来へ」ということで、苦しい時期を乗り越えて、みんなでこれからの輝跡に乾杯を上げようという思いから名づけられたそうであります。生まれ育った木城町で支えていただいた多くの人たちに感謝し、新成人の今後の歩みをみんなで応援できるような凜とした素晴らしい式典だったと思っております。

次に、6日でございます。甲斐政治議会議長、久保一美農業委員会会長にご臨席を賜り、令和7年木城町仕事始め式を執り行いました。職員には、これまでの努力が実を結び、夢がかないやすい年であり時代が動く年になると言われる乙巳年にちなみ、感染症や災害のみならず、社会情勢など目まぐるしい変化を敏感に捉えつつ、引き続き希望と未来ある木城を紡いでいく種をまいていくことを申し上げました。

特に、地域再生の取組、有機農業の推進、デジタル化、グリーン化など小さくてもきらりと光るまちづくりに挑戦し、実行していくよう訓示いたしました。併せまして、臨機応変にフェーズごとに最良最適の判断や決断をし、町民の満足度と幸福度を高めるため、木城町をよくするために職務に精を出していくよう訓示をいたしたところであります。

7日及び8日には、河野知事、日隈副知事、佐藤副知事、各部長、黒木教育長、浜砂議長、国交省、宮崎河川国道事務所をはじめ関係機関等を表敬訪問し、年始挨拶を行いました。県と関係機関との連携による地域再生や有機農業の推進、教育及びまちづくりへの支援、助言をお願いしたところであります。小さい町からの、小さくてもキラリと光るチャレンジを行っていく思いを強くいたしました。

2ページをお開きください。

次に、10日でございます。南九州大学との連携事業の1つであります児童館とテニスコート跡地の公園整備事業についての基本設計案の報告会がありました。自然と防災機能に配慮した設計で、どんぐりの森、健康遊具、ビオトープ等が提案をされたところであります。これらを踏まえて、今後、詳細設計に入っております。

次に、11日でございます。江藤拓農林水産大臣を迎えて、児湯畜連の令和7年新春初子牛セリ市が開催をされました。595頭の上場があり、去勢の平均売却価格は61万7,285円、雌は58万7,188円でありました。前回の12月期セリ市と比較しますと、去勢が7,618円の増、雌が4万2,026円の増でありました。木城町の成績であります。58頭

の上場で、去勢が58万929円、雌が56万679円でありました。

その後、日頃から町民の安心安全をお守りいただいております消防団の年始恒例の木城町消防始式を河川敷で行いました。点検においては、各部ともよく訓練されており、大変心強く感じました。なお、当日は江藤拓農林水産大臣が見えられ、団員に感謝とねぎらい並びに激励の言葉をいただきました。

次に、13日でございますが、第15回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会がコースを変更し、ひなた県総合運動公園内周回コースの12区間35.015kmで行われました。木城町は17町村の部で7位という好成績でありました。今回も町民に力と誇りをいただき、世代間をつなぐリレーでキラリと光る走りっぷりでありました。

同日の午後9時19分に日向灘沖を震源とするマグニチュード6.6、最大震度5弱、木城町は震度4という日向灘地震が発生いたしました。9時30分に情報連絡本部を立ち上げ、情報収集等に当たりました。幸いに被害はなく、14日の0時に総務財政課対応に移行したところであります。

次に、17日から19日まで、師走祭りが催行されました。私は1300有余年のときを超えて、歴史と伝統を絶やすことなく守り紡いでこられました偉大な先人の情熱と苦勞に思いをはせながら、比木神社での出立から御門神社本陣到達までの上りましに参加いたしました。なお、夕刻からは佐藤宮崎県副知事、駐福岡大韓民国総領事館のパク・コンチャン総領事、田中秀俊美郷町長との歓迎交流会に参加いたしました。

次に、22日から23日まで上京いたしました。宮崎県町村会の役員による地元選出国會議員並びに国土交通省及び総務省への年始表敬訪問と、要望活動に対するお礼等を行ったところであります。

併せまして、23日には木城町単独の要望活動ということで、総務省地域政策課の橋本課長にご面会していただき、地域力創造グループの事業についてのレクチャーを受けたところであります。

午後からは、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局に赴き、大瀧参事官から地方創生第2世代交付金についてご指導いただきました。併せまして、木城町の取組計画を報告し、事業化に当たっての支援事業採択について要望活動を行ったところであります。

次に、27日から28日まで上京いたしました。現在、ふるさと財団の援助の下で、中之又地区の再生事業について取り組んでいます地域再生マネジャー事業報告会が開催され、担当課の地域政策課壱岐課長と黒木係長の3人で出席したところであります。

次に、29日でございます。第1回木城町議会臨時会を開催していただき、マスクと教科書購入に係る追認と、国の補正予算による物価高騰対策支援と、木城町独自の物価高騰対策支援を可

決していただきました。今後もフェーズごとに元気が出る施策等を検討し、町民と共に難局を乗り越えてまいりたいと考えております。

次に、31日でございます。みどりの杜木城学園に防災ヘルメットを贈呈いたしました。木城の宝であり、未来を切り開く皆さんに、ヘルメットをかぶって、大事な頭など身の安全を守っていただくよう、挨拶をしたところであります。

3ページをお開きください。

次に、2月3日でございます。木城町では昨年2月に木城町デジタル未来宣言を行い、DXの推進を図りながら、新しい技術を導入し、住民サービス、教育分野の充実、行政運営の効率化を図っているところでございます。

今回、水道スマートメーター実証実験の実施に関して、九州では初めてとなる木城町、NTT西日本宮崎支店、NTTテレコン九州支店の3社で協定を締結いたしました。施設3か所、高齢者住宅2軒に設置して、施設の維持管理や検針業務の簡素化、高齢者の見守りなどの分野においての有効性を検証してまいります。

次に、8日でございます。毛呂山町合併70周年記念式典にご招待いただき、甲斐議長と共に参列し、お祝いを申し上げます。昭和30年4月1日に川角村と旧毛呂山町が合併して、今の毛呂山町となって70周年の式典でありました。

ところで、毛呂山町と木城町は2008年、平成20年2月11日に、新しき村のご縁で友情都市盟約を締結しております。式典の席上で、この友情都市盟約を通じてのまちづくりに関して感謝状を頂きました。今後も意義あるチャレンジを通して、よりよいまちづくりをしていく思いを強くいたしましたところであります。

次に、14日でございます。宮崎県町村会定期総会、宮崎県国土調査推進協議会定期総会、宮崎県地域振興対策協議会が行われ、令和7年度の事業計画及び一般会計予算を可決いたしました。

特に、宮崎県町村会定期総会では、県知事に要望しておりました外国人材を受け入れる公的な窓口の設置については、県議会でも西臼杵選出の佐藤雅洋県議が外国人材受入れについての相談の窓口の設置等を要望され、今般、令和7年度予算案において、現在審議中ではありますが、外国人材の定着促進に向け、外国人材受入れ・定着支援センターを設置する考えが示されたところであります。河野知事の理解あるリーダーシップに敬意を表したいと思っております。

また、町村長海外行政調査につきましては、7月31日から8月4日までの日程で、宮崎県における外国人材が最も多いベトナムを訪問し、円滑な受入れ等について意見交換するとともに、宮崎県とベトナムの幅広い交流についても意見交換することになっております。

次に、17日でございます。第2回木城町議会臨時会を開催していただき、追加の物価高騰対策でありますプレミアム商品券の発行事業を可決していただきました。

併せて、ため池の地震・豪雨耐性評価業務委託料、並びに小丸川土地改良区が実施主体で取り組みます用水路隧道工事に係る負担金を可決していただきました。引き続き、いろんな課題解決に向けて、フェーズごとに支援策等を検討し、議会のご理解をいただきながら具現化してまいります。

午後からは、一般社団法人宮崎県建築士会的那須日出夫会長と、まちづくり委員の森山福一委員長が来町され、木城町のまちづくりについての提言をいただきました。昨年10月に、沖縄県を含む九州7県から52名の建築士が来町し、ないないの町でここにあるものでまちづくりというテーマで、道路案内看板等のマップ作成、木城町の発信とアピールの改善、住みやすい町のアピール、オーガニック食材のブランド化、旧江藤病院はじめ、古民家のリノベーション等の提案をいただいたところでもあります。意義あるチャレンジを通じて、具現化を図ってまいりたいと考えております。

次に、19日から20日まで上京いたしました。19日は地域再生と有機農業の推進に向けて、ご指導、ご助言及び国に対して働きかけいただいております国会議員を表敬訪問し、お礼を申し上げ、さらなるご支援をお願いしたところでもあります。

夜は、東京6店舗で開催されております宮崎県有機野菜農産物を使ったMiyazaki Diningの1つであります恵比寿のイタリアレストランのセルサルサーレに赴き、木城町の日野原さんの小松菜などの野菜を使った、日野原さんの畑のパスタを堪能いたしました。セルサルサーレの濱口オーナーシェフには、有機野菜の魅力発信、木城産食材の採用をお願いしたところでもあります。

20日は、全国山村振興連盟の理事会に出席し、総務省地域振興室の近藤室長、農林水産省農村振興局の石飛地域振興課長補佐、林野庁森林整備部の諏訪山村振興・緑化推進室長、国土交通省国土政策局の鈴木地域振興課長補佐から、それぞれ山村振興関係予算の概要等の説明と、山村振興対策事業への取組についての考えが示されたところでもあります。

お昼前には、地域再生でお世話になっておりますふるさと財団を表敬訪問し、次年度以降の再生事業の採択とご支援をお願いいたしました。

午後からは農林水産省に赴き、江藤拓大臣への表敬訪問並びに有機農業の推進について、農業環境対策課の松本賢英課長にさらなる支援の拡充をお願い申し上げました。その後、畜産局に赴き、農村研修生として木城町に来られた渡邊八雲さんと歓談をいたしました。併せまして、三上卓也総務課長に、資材、飼料などの物価高騰対策と、価格低迷に対する手立てをお願いしたところでもあります。

4ページをお開きください。

次に、25日であります。西都児湯環境整備組合の正副管理者会議が開催され、管理者に新た

に西都市長の押川修一郎氏を選出し、その後、西都児湯環境整備組合議会の第1回定例会が開催され、令和7年度の予算等が可決をされております。

次に、26日であります。木城町国民健康保険運営協議会を開催し、今年度の国保事業の状況等について報告した後、令和7年度の国保特別会計予算及び事業計画について説明し、協議いたしました。

なお、国保税の算定方式につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、令和9年度から資産割をなくして、所得割、均等割、平等割の3方式になります。これまでどおり、相互扶助の精神にのっとり、宮崎県国保団体連合会及び宮崎県との連携を密にし、保険財政の安定化や保険料の平準化を図ってまいります。

次に、3月1日でございます。城山公園で、有機農産物やこだわり加工食品のマルシェ及び講演や音楽、トークセッションのファンシューマーズ・ミーティング2025を、遠くは北海道札幌市からの参加者を得て、初めて開催したところであります。

地元産有機野菜を使った料理や講演、ミュージシャン農家のライブやトークセッションを通じて、生産者、消費者、関係団体、行政が有機農業に対する思いと理解、情報共有ができた意義ある素晴らしいフェスタだったと思っております。担当者の企画、演出、運営に素晴らしいものがあり、職員力の高さを見直いたしました。

次に、4日でございます。木城町上下水道事業料金等審議会条例の規定に基づき、木城町上下水道事業料金等審議会を開催し、木城町簡易水道事業及び下水道事業の料金等について、審議会の意見を求めるものであります。

審議会委員は学識経験者、上下水道の使用者、誘致企業等の代表、公募による委員、合わせまして10名で、会長には宮崎大学工学部教授の鈴木祥広氏、副会長には木城町さんさんクラブ連合会会長の西有一郎氏を選出いただきました。

私からは、課題として1つ目に、上下水道事業の運営費を使用料だけで賄っていないこと、2つ目に、特に上水道施設の老朽化が進んでおり、計画的な更新整備が必要になってきていることを申し上げたところであります。この審議会におきましては、料金のみならず、今申し上げたような課題解決のためにも、多方面から検討審議していただきます。

最後に、5日であります。児湯准看護学校の卒業式に当たり、児湯郡町村長会会長の立場で出席し、准看護師養成講座を修了され、看護師として第一歩を踏み出された第61期生14名に祝辞を申し上げます。

桜花桃李、桜、桜は桜らしく、梅、梅は梅らしく、桃、桃は桃らしく、李、李は李らしく、それぞれに花を咲かせるように、他人と比べず自分らしい花を咲かせてくださいとエールを送りました。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

○議長（甲斐 政治） 町長の行政報告が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 町長の施政方針説明

○議長（甲斐 政治） 日程第4、町長の施政方針説明を行います。

これより、町長の施政方針説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 令和7年第3回木城町議会定例会に当たり、令和7年度の町政運営に関する施政方針を申し上げ、議員各位はじめ町民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

さて、私は平成27年4月の町長就任以来、諸先輩方が築かれてきましたまちづくりを引き継ぎ、町民や議員の皆様の声に耳を傾け、小さくてもキラリと光るまちづくりにチャレンジしてまいりました。町議会の皆様をはじめ、町民の皆様に多大なるご理解とご協力を賜り、心からお礼を申し上げます。おかげをもちまして、地方創生、安心安全なまちづくり、子育て支援、地域担当職員制度、文化財問題、地域包括ケアシステムの構築、乗り合いタクシーの運行、義務教育学校校舎建設事業、有機農業の推進、新型コロナウイルス感染症対策など多くの課題に対して挑戦し、様々な分野で次につながる成果が生まれてきているものと思っております。

町長就任3期目の3年目を迎えます。人が元気、地域が元気、住んでよかったと実感できる町を目指し、初心を忘れず、日々新、全力投球で木城町のまちづくりに取り組んでまいります。

そして、新たに策定いたします第六次木城町総合計画基本構想によります木城町の目指すべき将来像、「Inclusive Town Kijo」、「それぞれの幸せの価値観を認め合い、活かし合うことで心豊かな暮らしと未来への希望あふれる町」の実現と、私の選挙公約、町民はじめ議員の皆様から寄せられましたご意見を基に、本町の財政事情に配慮しながら、自らの地域は自らが決めるという決意を持って施策や事業を熟慮断行、一つ一つ確実に取り組んでまいります。

次に、施政方針を申し上げます。

第217回国会におきましては、日本経済の現状と財政政策の基本的な考え方が示されています。日本経済は33年ぶりの高水準の賃上げと、過去最大規模の設備投資が実現するなど、明るい兆しが見られており、これを確かなものとし、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回り、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現していく必要があります。

そのため、日本経済、地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心安全の確保を柱として閣議決定されました、国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を、着実に実行して移していく必要があります。同時に、日本財政は、債務残高GDP比が世界最悪の水準にあるなど、

引き続き厳しい状況にあることも踏まえ、力強く経済再生を進める中で、財政健全化も実現し、経済再生と財政健全化の両立を図ることが示されております。

地方におきましては、人口減少や少子高齢化が急速に進行する中でも、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせるとともに、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、地方公共団体が人手不足やインフラ、老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要であります。

そのため、地域における人への投資、DX、GXの推進や、地方への人の流れの強化等による地域経済の活性化等に取り組むとともに、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた地方独自の防災、減災の取組等の強化、自治体DXの推進等を通じた住民の利便性向上と、行財政効率化の実現により、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保強化することが求められています。

令和7年度予算におきましては、このような行政課題や地域課題、そして新たな地方創生施策、地方創生2.0の展開を踏まえ、地域の活性化に資する施策等を引き続き実施してまいります。

具体的には、次の3つの施策を重点施策として推進することで、地域再生と小さくてもキラリと光るまちづくりに取り組んでまいります。

1つ目は、未来を託す子供たちが輝く町であります。

子供、子育て政策につきましては、国の取組と歩調を合わせ、若い世代の所得の増加と社会全体の構造意識の変革、全ての子供、子育て世代への切れ目のない支援の観点から、施策等を推進してまいります。

具体的には、経済的支援の強化として、令和7年4月より取得割制限のない保育料の完全無償化に取り組みます。この制度が始まりますと、本町で子育てする家庭では子供の人数や所得にかかわらず、保育料の負担がなくなります。本町独自の少子化対策として、0歳から18歳までの医療費無償化、学校給食の無償化、病児・病後児保育の実施など、これまでの取組と合わせ、子供を産み育てやすい環境整備を一層進めてまいります。

次に、子供、子育て世帯を対象とする支援として、老朽化しております椎木児童館の建て替えのため、旧木城小学校管理棟跡地に椎木児童館と高城児童館の機能を統合した児童館、放課後児童クラブの整備事業を実施いたします。放課後児童対策、多世代交流・子育て支援、災害時には福祉避難所や災害対策活動としての活用を予定しております。

また、青少年の健全育成の推進として、みどりの杜木城学園の5年生から6年生が埼玉県毛呂山町を訪れる地域間交流を行います。他の地域と交流を深めることは、自分の地域では体験できない自然・文化・産業の体験や学習の機会を得ることで、人間性、社会性の育成等につながり、自らの地域の魅力の再発見、再認識など、地域力の向上などの効果が期待されるものと思っております。

ります。

2つ目は、新たな元気を創出する町であります。

急速な少子高齢化の進展、人口減少、産業構造の変化など、社会経済情勢が大きく変化していく中、地域の活力の向上及び継続的発展のため、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域住民の誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を推進してまいります。令和5年度より中之又地区において、一般財団法人地域総合整備財団、いわゆるふるさと財団であります。この地域再生マネジャー事業を活用した取組を進めています。

地域再生マネジャーの事業は、地域再生に取り組む市町村に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部の専門的人材の活用を支援することにより、地域の実情に応じた地域再生を推進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とした事業であり、令和7年度は地域おこし協力隊を雇用し、中之又地区の資源を活用した商品開発、農林業や神楽等の体験事業、中之又笑楽校の利活用検討を進めてまいります。

また、2025年大阪・関西万博に米良の神楽が出展いたします。令和5年に国指定重要無形民俗文化財として指定されました米良の神楽には6つの保存会があり、その保存会が所在します3市町村による出店となります。中之又地区において伝承されてきました中之又神楽の魅力を国内外に発信する機会と捉え、中之又神楽の保存、継承の機運醸成を図ってまいります。

3つ目は、生きがいと健康寿命を高める町であります。

国においては、少子高齢化、人口減少時代にあっても、今後の人口動態や、経済社会の変化を見据えた保険・医療・介護の構築を含む包括社会を実現するとともに、継続的、構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と、多様な人材の活用、活躍促進を通じて、国民一人一人が安心して生涯活躍できる社会の実現を進めています。

本町におきましても、高齢者人口のさらなる増加と人口減少に対応するため、医療介護サービスの提供体制を確保する必要があります。地域医療体制の安定確保のため、診療所等開業促進及び継承支援事業を引き続き実施するとともに、人口減少による介護従事者不足が見込まれる中、処遇の改善や業務負担軽減・職場環境改善が図られるよう、介護職員と人材確保育成推進事業の推進による介護サービス提供体制の確保を進めてまいります。

また、健康寿命を延伸し、生涯活躍社会を実現するため、がん検診等の受診率の向上や予防・重症化予防・健康づくりに関する取組を進めてまいります。がん検診や特定健診、個人で行う健康づくり活動に応じてポイントが付与される健康マイレージ事業の拡充や、鹿屋体育大学との連携事業として、昨年度作成いたしましたウォーキングマップを活用した健康増進活動の推進、元気な高齢者の増加と、要介護認定率の低下に向けた介護予防の取組を引き続き進めてまいります。

そして、一人一人が生きがいや役割を持ち、地域において安心安全に暮らせる共生・共助の社

会づくりのため、生涯学習の推進、相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進、成年後見制度の利用促進などの取組を進めてまいります。

また、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた地方独自の防災・減災の取組等の強化として、インクルーシブ防災事業による避難行動、要支援者の個別避難計画及び災害時ケアプランの作成並びに体制づくりを進めてまいります。これら第六次木城町総合計画・第3期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づいた重要な政策課題への対応に必要な予算編成を行い、併せて、将来を通し、健全な財政運営を行うため、自主財源である町税の確保、国・県支出金、基金繰入やふるさと納税の推進など、適切な財源確保と、歳出全般にわたる精査など、財政健全化の取組を進めてきたところであります。

以上、述べました施政方針を基に編成いたしました新年度予算は、一般会計54億5,300万円、特別会計21億6,027万円であります。これらの予算の執行に当たりましては、より一層の住民福祉の向上とさらなる木城町の発展に向け、町民の皆様から寄せられました信頼と期待に応えるべく、誠心誠意努力してまいり所存であります。

町民の皆様、並びに議員各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます、令和7年度の施政方針といたします。よろしくお願いたします。

○議長（甲斐 政治） これで町長の施政方針説明を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時06分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第 15. 議案第 15 号

日程第 16. 議案第 16 号

日程第 17. 議案第 17 号

日程第 18. 議案第 18 号

日程第 19. 議案第 19 号

日程第 20. 議案第 20 号

日程第 21. 議案第 21 号

日程第 22. 議案第 22 号

日程第 23. 議案第 23 号

日程第 24. 議案第 24 号

日程第 25. 議案第 25 号

日程第 26. 議案第 26 号

○議長（甲斐 政治） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第 5、議案第 5 号から日程第 26、議案第 26 号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました、議案第 5 号から議案第 26 号に至る 22 議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 5 号。議案第 5 号は、令和 6 年度木城町一般会計補正予算（第 11 号）であります。

補正予算（第 11 号）は、令和 5 年度の繰越明許として予算措置しております川原自然公園交流拠点施設整備事業におきまして、物価高騰による事業の見直し等により、令和 6 年度内の事業完了が見込めないことから、新たに令和 6 年度の繰越明許として予算措置するものでございます。財源につきましては令和 5 年度予算と同様に、国のデジタル田園都市国家構想交付金、町債、基金を充てさせていただくものであります。ここに川原自然公園交流拠点施設整備事業が遅延いたしましたことにつきましては、改めてお詫びを申し上げます。今後、事業の完了に向け、これまで以上に適切な事業の執行、進捗管理に努めさせていただきます。

その他の補正予算（第 11 号）につきましては、既存工場等関連施設整備に対する企業立地奨励補助金並びに一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団更新事業負担金、また、令和 6 年度予算の執行状況における予算の調整等を実施するため、予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 億 7,638 万 9,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 67 億 461 万 7,000 円にするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金増額6億871万円、繰入金増額4億3,200万円、町債増額2億5,130万円、地方交付税増額1億6,793万2,000円、寄附金減額2億7,899万円等であります。

歳出の主なものは、商工費増額13億6,924万4,000円、消防費総額4,515万4000円、農林水産業増額2,174万1,000円、総務費減額2億875万1,000円、土木費減額3,098万3,000円等であります。

次に、議案第6号。議案第6号は、令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）であります。

補正予算（第5号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1億226万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6億4,835万1,000円にするものであります。

歳入は、県支出金減額1億1,972万1,000円、国民健康保険税減額212万4,000円、繰入金増額1,957万9,000円であります。

歳出は、保険給付費減額1億1,460万円、保険事業費減額308万5,000円、予備費増額1,541万8,000円、総務費増額1,000円であります。

次に、議案第7号。議案第7号は、令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）は、保険事業勘定の予算の総額から歳入歳出それぞれ2,547万円を減額し、予算の総額をそれぞれ7億6,908万4,000円にするものであります。

保険事業勘定の歳入は、支払基金交付金減額4,185万4,000円、県支出金減額118万4,000円、国庫支出金増額1,428万3,000円、繰入金増額328万5,000円であります。

保険事業勘定の歳出は、予備費減額2,000万円、保険給付費減額430万円、総務費減額119万円、地域支援事業費増額2万円であります。

また、サービス事業勘定は歳入予算を組み替え、サービス収入減額20万円、繰入金増額20万円にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第8号。議案第8号は、令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第5号）であります。

補正予算（第5号）は、「収益的収入及び支出」の収入は営業収益減額84万5,000円、営業外収益増額7万円とし、収入の総額を1億4,330万5,000円、支出は、浄水費などの営業費用減額328万6,000円とし、支出の総額を1億4,189万1,000円にするものであります。

「資本的収入及び支出」の収入は、企業債減額300万円、他会計補助金の組み換えとして減

額165万8,000円とし、収入の総額を1億7,844万6,000円、支出は、高城橋配水管布設替及び第2水源建設工事費減額1,000万円とし、支出の総額を2億2,150万8,000円にするものであります。

次に、議案第9号。議案第9号は、令和6年度木城町下水道事業会計補正予算（第5号）であります。

補正予算（第5号）における「収益的収入及び支出」の収入は、営業外収益増額37万6,000円とし、収入の総額を2億908万4,000円、支出は、処理場維持管理などの営業費用減額246万3,000円とし、支出の総額を1億9,893万3,000円にするものであります。

「資本的収入及び支出」の収入は、工事負担金増額12万円とし、収入の総額を492万円、支出は、汚水管渠整備費及び処理場建設費減額170万円とし、支出の総額を1億1,073万8,000円にするものであります。

次に、議案第10号。議案第10号は、木城町在宅療養者等療養手当支給条例の制定についてであります。

本条例は、慢性疾患や難病、障害等により通院が困難な療養者が、医療機関の訪問診療及び往診を利用して、自宅等で安心して診療や治療を受ける在宅療養者等に対し、療養手当を支給することにより、在宅療養者等の心身の負担の軽減や、その療養介助者の負担軽減を図り、在宅医療の推進を図ることを目的とするものであります。なお、手当の支給額は、在宅療養者等の1人につき月額1万円とするものであります。

次に、議案第11号。議案第11号は、木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例第4条において引用しています地方自治法の条ずれを改正するものであります。

次に、議案第12号。議案第12号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国は昨年8月の人事院勧告どおり、国家公務員の給与に関しまして、11月29日に閣議決定し、12月25日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決・成立いたしました。同時に、公務員の給与改定に関する取扱いが通知されたところであります。

それに伴い、令和7年4月から適用されます扶養手当及び通勤手当の見直し、管理職員特別勤務手当等の見直し、職員俸給表の見直し等について、本町におきましても国に準じて適用し、改正するものであります。

次に、議案第13号。議案第13号は、木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和7年度より義務教育学校における部活動に対しまして、部活動指導員を配置するため、その活動に対する方針について同条例を適用し、職種並びに報酬額を追加するものであります。

次に、議案第14号。議案第14号は、木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本条例は町内で商工業を営む者に対し、補助金等の必要な支援を行い、商工業の振興に寄与することを目的とするものであります。

今回の改正は補助金等の種類のうち、事業譲受補助金と事業承継奨励金について、この条例から切り離し、県の補助事業を活用した新たな事業承継施策として展開するため、削除するものであります。

次に、議案第15号。議案第15号は、木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

昭和41年度設置の池田住宅5棟20戸につきまして、入居者の退去が全て完了し、今後取壊しを行うため、木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号。議案第16号は、木城町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例において引用しています地方自治法の条ずれを改正するものであります。

次に、議案第17号。議案第17号は、木城町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

水道法施行規則及び施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例における資格要件を水道法施行規則及び同施行令に準じて改正するものであります。

次に、議案第18号。議案第18号は、木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

下水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、六価クロム化合物に係る特定事業場からの下水の基準強化及び大腸菌群数に係る放流水の基準改正が行われたため、下水道法施行令に準じて改正するものであります。

次に、議案第19号。議案第19号は、木城町高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定についてであります。

高額療養費限度額適用認定証の普及により、診察費用に係る被保険者の負担が軽減されたことに伴い、高額療養費支払資金貸付制度を廃止し、同時に基金条例も廃止するものであります。

次に、議案第20号。議案第20号は、令和7年度木城町一般会計予算であります。

令和7年度予算は、前年度予算55億4,800万円に対し、1.7%減の歳入歳出それぞれ54億5,300万円で予算編成いたしました。

歳入の性質別財源の割合では、自主財源が34億8,240万6,000円で、予算総額の63.9%を占め、依存財源は、19億7,059万4,000円で36.1%となっています。

自主財源は、町税、寄附金、繰入金、使用料及び手数料、分担金及び負担金等が主なものであります。依存財源は、国県支出金、地方交付税、町債、地方消費税交付金、地方譲与税等が主なものであります。

歳出の性質別割合では、義務的経費34.1%、一般行政経費51.1%、投資的経費14.8%となっています。

費目ごとの歳入歳出予算の概要につきましては、別添資料、令和7年度一般会計予算概要のとおりであります。

次に、議案第21号。議案第21号は、令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計予算であります。

令和7年度予算は、歳入歳出それぞれ7億2,000万円を年間予算として編成し、前年度予算7億5,100万円に比較し、4.1%の減となりました。

歳入の主なものは、県支出金5億2,472万8,000円、国民健康保険税1億1,347万7,000円、繰入金7,395万5,000円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費5億961万6,000円、国民健康保険事業費納付金1億5,806万3,000円、総務費2,993万9,000円等であります。

次に、議案第22号。議案第22号は、令和7年度木城町介護保険特別会計予算であります。

令和7年度予算は、保健事業勘定を歳入歳出それぞれ7億5,400万円と編成し、前年度予算7億5,700万円に比較し、0.4%の減となりました。

保険事業勘定の歳入の主なものは、支払基金交付金2億1,650万1,000円、国庫支出金1億7,228万9,000円、繰入金1億3,865万9,000円、保険料1億3,148万円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費6億4,877万2,000円、地域支援事業費5,468万2,000円、総務費4,308万4,000円等であります。

サービス事業勘定は、歳入歳出それぞれ1,500万円として編成し、前年度予算800万円に比較し、87.5%の増となりました。

サービス事業勘定の歳入の主なものは、繰入金1,022万3,000円、サービス事業476万2,000円等であります。

歳出の主なものは、サービス事業費 1,069 万 8,000 円、総務管理費 318 万 7,000 円等であります。

次に、議案第 23 号。議案第 23 号は、令和 7 年度木城町後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和 7 年度予算は、歳入歳出それぞれ 9,500 万円を年間予算として編成し、前年度予算 8,500 万円に比較し、11.8%増となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 5,558 万 1,000 円、繰入金 3,871 万 7,000 円等であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 8,594 万円、総務費 835 万 9,000 円等であります。

次に、議案第 24 号。議案第 24 号は、令和 7 年度木城町簡易水道事業会計予算であります。

令和 7 年度予算における「収益的収入及び支出」の収入は、料金収入及び一般会計繰入金など 1 億 3,155 万 5,000 円、支出は、浄水費及び水道施設修繕など 1 億 6,648 万 7,000 円であります。

「資本的収入及び支出」の収入は、企業債及び他会計補助金 4,374 万 9,000 円、支出は、高城橋配水水管布設替及び企業債償還など 7,879 万 9,000 円であります。

次に、議案第 25 号。議案第 25 号は、令和 7 年度木城町下水道事業会計予算であります。令和 7 年度予算における「収益的収入及び支出」の収入は、料金収入及び一般会計繰入金など 2 億 1,685 万 7,000 円、支出は、汚水処理施設維持管理及び企業債利子など 1 億 9,649 万 8,000 円であります。

「資本的収入及び支出」の収入は、国庫補助金及び企業債など 920 万円、支出はマンホールポンプ更新工事、消毒設備更新設計委託及び企業債償還など 1 億 3,448 万 1,000 円であります。

最後に、議案第 26 号。議案第 26 号は、第六次木城町総合計画基本構想についてであります。

第五次の木城町総合計画につきましては、平成 26 年度から令和 5 年度を目標年次に策定していましたが、経済情勢や産業構造の変化、少子高齢化問題、脱炭素問題、デジタル化などの社会情勢上、本町が目指すべきまちづくりの方向性を明確にする必要がありますので、総合計画を策定するものであります。

また、今回の策定に当たりましては、地方創生の取組をまとめた第 2 期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略計画期間が令和 6 年度まででありましたので、一体的に策定を行いました。

なお、令和 7 年 1 月 16 日に木城町総合計画審議会、杉田博会長より策定の答申を受け取りました。第六次木城町総合計画は、令和 7 年度から 16 年度を目標に、10 か年計画を策定するも

のであります。

今回の策定に当たっては、目指すべき町の将来像を「Inclusive Town Kijō」としています。インクルーシブには、多様性を認め合い共生する社会という意味があることから、「それぞれの幸せの価値観を認め合い、活かし合うことで心豊かな暮らしと未来への希望あふれる町」を目指すという思いを込めており、「自然」の中で「元気で健康なひと」が「学び、育てられる」まち、「多様性」を認め「交流がある暮らし」が「ひとをつなげる」まち、「技術」を活用し「しごとを伝え継ぎ」「まもるひと」が集うまちづくりを基本目標としております。

今後、これらの基本目標を基に、暮らしやすく魅力的な明るい木城のまちづくりを進めるために、総合的かつ効果的な諸施策を積極的に展開していくための措置として、総合計画の基本構想を策定するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第27. 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（甲斐 政治） 日程第27、予算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第20号令和7年度木城町一般会計予算から、議案第25号令和7年度木城町下水道事業会計予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には矢野哲也君、荒川浩君、久保富士子君、桑原勝広君、眞鍋博君、中武良雄君、後藤和実君、中竹義一君、そして甲斐政治を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、先ほど会議に諮って指名いたしました9名を選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互

選していただきますので、暫時休憩といたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に眞鍋博君、副委員長に中武良雄君が互選されました。

日程第28. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第28、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第5号から議案第9号及び議案第26号の議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第9号及び議案第26号の議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第29. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第29、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第5号から議案第26号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第5号から議案第9号及び議案第26号の議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、議案第5号から議案第9号及び議案第26号の議案は、日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までとし、採決は起立によることといたします。

次に、議案第10号から議案第20号に至る議案については、総括質疑といたします。

まず、議案第5号令和6年度木城町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第5号に対する質疑はありませんか。5番、桑原勝広君。

○議員（5番 桑原 勝広君） 43ページの商工費の件で、公園費のことで伺いたいんですけども、令和5年度補正のほうで1回上がっています。それで、川原公園のほうの建設のほうで13億9,300万円ほどだったんですが、今回は12億1,100万円ということで、物価高騰ということで設計のし直しということをお聞きしてたんですが、価格が下がってきて1億下がっています。そうすると、当初予定した工事の内容からどれぐらい変更があったのか、その辺りの

説明をお願いしたいと思います。

○議長（甲斐 政治） 地域政策課長。

○地域政策課長（吉岐 和寿君） 公園費の工事請負費の部分ですけども、令和5年3月に予算計上した分から比べると下がっているということですけども、これにつきましては令和6年度に旧施設の解体工事を行っております。その分も令和5年3月の予算に含まれていましたので、その工事が済んだ分を差し引いた分が、12億円ほどとなっております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 5番、桑原勝広君。

○議員（5番 桑原 勝広君） そうしましたら、当初予定の全体的な工事とは変化ないということによろしいんですか。

○議長（甲斐 政治） 地域政策課長。

○地域政策課長（吉岐 和寿君） はい。当初予定していた工事費等は、物価上昇等で部材等の変更とかを加味しまして、この前年度上げた予算内に収めたというところでございます。

○議長（甲斐 政治） 5番、桑原勝広君。

○議員（5番 桑原 勝広君） 当初予定された各工事については変更ないということですね。そうした今、当初、令和5年でこういう計画書を頂いておるんですけども、当初のやつ。この分がそのまま生かしていくことによろしいわけですね。

○議長（甲斐 政治） 地域政策課長。

○地域政策課長（吉岐 和寿君） はい。先ほどご提示されたパース図がありますけども、予定ではそのとおり計画しているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより、議案第5号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号令和6年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第6号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第6号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和6年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第7号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第7号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和6年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第8号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第8号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和6年度木城町下水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第9号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第9号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号第六次木城町総合計画基本構想についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第26号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより、議案第26号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号から議案第20号に至る議案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第10号木城町在宅療養者等療養手当支給条例の制定についてを議題といたします。

議案第10号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第11号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第12号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第13号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第14号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号木城町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第15号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号木城町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第16号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号木城町簡易水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第17号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号木城町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第18号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号木城町高額療養費支払資金貸付基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案第19号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号令和7年度木城町一般会計予算から、議案第25号令和7年度木城町下水道事業会計予算を議題といたします。

先ほど、議案第20号から議案第25号については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置することになりましたので、まとめて総括質疑といたします。

質疑のある方は、議案番号を言ってから質疑をしてください。

それでは、議案第20号から議案第25号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

日程第30. 各常任委員会・特別委員会議案審査付託

○議長（甲斐 政治） 日程第30、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第3回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に、各常任委員会及び特別委員会付託議案審査日程表が配付してあります。

このとおり、おのおのの案件を各常任委員会及び特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第25号に至る議

案については、各常任委員会及び特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第31. 散会

○議長（甲斐 政治） 日程第31、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日8日から9日までは休会。10日月曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっております。

本日は、これで散会といたします。

議員の皆様は、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（三隅 秀俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時48分散会
